

問い合わせ先	区役所生活課
	安佐南区 ☎831-4939
	安佐北区 ☎819-0575

災害弔慰金、災害見舞金

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金（国の制度）

広島市への適用	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により ・広島市内で住居が5世帯以上減失した災害 ・県内で5世帯以上の住居が減失した市町村が3以上存在する災害 ・県内で災害救助法が適用された市町村のある災害 ・災害救助法が適用された市町村がある都道府県が2以上ある災害		
災害弔慰金	災害による死亡者の遺族 [配偶者・子・父母・孫・祖父母] [死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当事その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)]	生計維持者	500万円
		その他の者	250万円
災害障害見舞金	災害により重度の障害(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等)を受けた方	生計維持者	250万円
		その他の者	125万円
受付	区役所生活課 (安佐南区 ☎831-4939、安佐北区 ☎819-0575) ※り災した区以外の区役所でも受付けます。		

2 広島市災害見舞金（市の制度）

（今回の災害から、住家の大規模半壊世帯に対する支援策を追加しました。）

対 象 災 害	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象	
災 害 見 舞 金	1ヶ月以上の治療を要する方	10万円 ※
	住家の全壊・全焼・流身世帯	30万円
	住家の大規模半壊世帯	20万円
	住家の半壊・半焼世帯 （住家の大規模半壊世帯を除く）	10万円
	住家の床上浸水	5万円
受 付	区役所生活課 ※り災した区以外の区役所でも受け付けます。 （安佐南区 ☎831-4939、安佐北区 ☎819-0575） ※り災した区以外の区役所でも受け付けます。	

※ 国の制度が適用となった場合は支給しない。

3 広島県災害見舞金（県の制度）

対 象 災 害	広島地方気象台及び大阪管区気象台の発表する注意報及び警報が発令された場合における自然現象に起因して被害が生ずること等	
災 害 見 舞 金	住家の全壊・全焼・流身世帯	30万円
	住家の半壊・半焼世帯	10万円
受 付	区役所生活課で市見舞金等の手続きと同時に行い、県から支給します。 （安佐南区 ☎831-4939、安佐北区 ☎819-0575） ※り災した区以外の区役所でも受け付けます。	